

## 南伊勢町地域貢献促進事業費補助金交付要領

令和2年4月9日

告示第57号

南伊勢町地域貢献促進事業費補助金交付要領(平成19年度南伊勢町告示第46号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この告示は、身近な地域の活性化や課題解決に向けて取り組む自主的・主体的な地域貢献活動地元を行う団体で、自らの力でより良くしていこうという思いを持つ団体に対し、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付し、地域貢献活動の活発化及び環境整備につなげることを趣旨とする。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、身近な地域の活性化及び課題の解決に取り組む等地域に貢献する事業で、次の各号のテーマを全て満たすもの(以下「補助対象事業」という。)とする。

- (1) 地域住民間の交流を活発にし、地域の活性化に寄与するもの
- (2) 地域団体におけるコミュニティの育成に関するもの
- (3) 集客交流による地域の活性化に寄与するもの

2 次の各号に該当する事業は、前項の規定にかかわらず、補助対象事業から除外する。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 事業実施に参加する者が専ら当該団体の構成員に限定され、活動の効果が当該団体の構成員又は当該団体の属する区域に限定される事業、恒例行事(自治会、町内会の草刈、掃除、衛生活動、祭事及び親睦行事等をいう。)その他町の広報紙の配布等町行政の補助的役割を担う事業
- (3) 町から他の名目で補助金等の交付を受ける事業
- (4) 施設整備及び物品購入を目的とする事業

3 補助対象事業に係る実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる団体は、補助対象事業を行う住民団体、NPO法人及び企業等とする。ただし、次の各号に該当する団体は、この限りでない。

- (1) 構成員が同一世帯の者に限定される団体
- (2) 宗教上の教義の普及、儀式行事の実施、信者の獲得及び教化育成を目的とする団体

- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- (4) 特定の主義主張を行う団体
- (5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第199条の2に規定する公職の候補者等若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくは構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制化にある団体

(補助対象経費)

第4条 この補助対象経費は、補助対象事業を行うために要する実費で別表に定める経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者(以下「関係者」という。)に対して支払う経費は、補助対象経費としない。
  - (1) 補助対象事業を行う団体の構成員(会員、役員その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)
  - (2) 構成員が役員(理事、幹事、取締役、執行役その他名称を問わない。)を務める法人その他の団体
  - (3) 構成員が使用人その他これに準ずる立場で勤務する法人その他の団体
  - (4) 構成員が個人事業主である場合にあっては、当該個人事業主及びその家族(配偶者及び二親等内の親族をいう。)

(補助金の交付額等)

第5条 補助金は、補助対象経費の2分の1を限度に、予算の範囲内で補助するものとする。

- 2 補助金の額は、事業1件につき10万円以下とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助対象事業が他の補助金の交付を受けている場合は、その額を補助対象経費から除いた額を基に補助金の額の算定をする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金交付の申請を行う団体(以下「申請団体」という。)は、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、別に指定された期日までに町長に申請するものとする。

- (1) 実施団体の概要に関する説明書(様式第2号)

- (2) 事業の実施計画書(様式第3号)
- (3) 事業の収支に関する計画書(様式第4号)
- (4) 経費の内訳に関する書類(様式第5号)
- (5) 審査に関する書類(様式第6号)
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 1団体が申請できる事業数は1事業を上限とするものとする。

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 前条の規定による申請があったときは、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金審査要領(令和4年南伊勢町告示第47号。以下「審査要領」という。)第3条に規定する南伊勢町地域貢献促進事業費補助金審査会(以下「審査会」という。)が審査するものとする。

2 審査会は、審査要領に基づき審査をする。

3 町長は、前項の審査の結果を受けて、補助金の交付の適否を判断し、補助金の交付を決定したときは、その結果を南伊勢町地域貢献促進事業選考結果通知書(様式第7号)により速やかに申請団体に通知する。

4 町長は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

5 町長は、第3項の規定により補助金の交付を決定した事業(以下「補助事業」という。)の名称及び当該補助事業の実施団体(以下「補助金の交付決定団体」)の名称を公表する。  
(補助金の概算払)

第8条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の概算払を行うことができる。

2 補助金の概算払を必要とする団体は、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金概算払請求書(様式第8号)により町長に補助金を請求しなければならない。

3 前項の団体以外の第三者が補助金を受領するときは、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金受領に関する委任状(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(承認事項)

第9条 補助金の交付決定団体は、補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合、南伊勢町地域貢献促進事業変更承認申請書(様式第10号)又は南伊勢町地域貢献促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費総額を2割以上変更しようとするとき。
- (2) 費目間の経費の流用で、流用先の経費の3割以上を変更しようとするとき。
- (3) 費用の項目を新たに追加しようとするとき。

(4) 補助事業の目的及びその概要を変更しようとするとき。

(5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、南伊勢町地域貢献促進事業(変更・中止・廃止)承認書(様式第12号)により補助金の交付決定団体に通知する。

(事故報告等)

第10条 補助金の交付決定団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により町長に報告し、指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 町長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助金の交付決定団体に対し、その事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定団体は、補助事業を完了した日から30日以内又は補助事業を実施した会計年度末日のいずれか早い日までに、南伊勢町地域貢献促進事業実績報告書(様式第13号)に次の書類1部を添付して町長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第14号)

(2) 事業に要した費用の領収書の写し(様式第15号)

(3) 事業実施に係る日程、参加者名簿、記録写真など活動実績を明らかにする資料

(4) その他必要と認められる資料

(額の確定等)

第13条 町長は、前条の規定により提出された実績報告を審査し、その内容が補助金の交付内容に適合したことを確認したときは、補助金の額(1,000円未満は、切り捨てる。)を確定し、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金確定通知書(様式第16号)により実績報告書を提出した団体に通知する。

2 町長は、前項の審査に關し、補助金の額の算定に当たり、必要に応じて、現地調査を行うことができる。

3 補助金の上限は、南伊勢町地域貢献促進事業選考結果通知書記載の交付決定金額又は第9条第2項の変更承認書記載の額とする。

4 概算払を受けた補助金の交付決定団体は、概算払を受けた金額のうち、残金があるときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(精算払)

第14条 前条第1項の規定による通知を受けた補助金の交付決定団体は、その通知を受けてから10日以内に南伊勢町地域貢献促進事業費補助金精算払請求書(様式第17号)により町長に補助金を請求するものとする。

(帳簿等の保存)

第15条 補助金の交付決定団体は、当該団体の補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年5月2日告示第46号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年5月1日告示第91号)

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月22日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象となる経費に関する基準

補助対象経費は、その費用の項目別に次のとおりとする。

備考 第4条第2項の規定により、関係者に対して支払う経費は、次表にかかわらず補助対象経費としない。

項目	補助対象経費	補助対象とならない経費
報酬、給与等		団体の職員給与など全般
共済費、賃金		共済費、賃金等全般
報償費	講師・有識者への謝金、アトラクション謝礼その他補助事業の実施に直接必要な経費	左記以外の報償費全般
旅費	講師・有識者招へい旅費、補助事業の実施に直接必要な旅費	実施団体の構成員に支払われる旅費
需用費	補助事業の実施に要する消耗品費 (各種材料費、教材及び資料代を含む。)、燃料費、光熱水費、印刷製本費(写真代、看板、横断幕等作成費を含む。)、修繕料	事務的経費の性格を有する消耗品、防災事業に係る炊出用食材を除く食材としての消耗品費、左記以外の燃料費、光熱水費、修繕料
食糧費	・補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体の構成員以外の者に支給するもの ・野外活動時の飲み物	左記以外の全般
役務費	補助事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料	左記以外の通信費、通訳料、保険料、筆耕料及び広告料
委託料	補助事業の実施に直接必要な経費、実施事業に係るホームページの更新委託料	左記以外の委託料
使用料、賃借料	補助事業の実施に要する会場借上料、機材借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料	左記以外の使用料、賃借料
備品購入費	補助事業の実施に要する機材のうち	左記以外の備品購入費

	ち、リース対応が不可能な物品で、 団体での管理が確実にできるもの	
負担金		負担金全般
その他	補助事業の実施に直接必要な費用 (簡易な工事に係る費用など)で、団 体が実施する当該事業の経費の3 分の1以下のもの	・団体の運営及び維持のために要す る経常経費 ・補助事業の実施に直接必要とは認 められない団体の活動経費